

1. 豊川市らしい条例とは

豊川市男女共同参画プラン

豊川市の将来像『自立と支えあいの男女共同参画社会』

プランの理念を大切に考え、条例に生かす。

2. 『男女ともに責任を担う』ということ

女性は、今まで責任を持っていなかった。責任を持ちたくともやらせてもらえなかった。まずは、この意識を変えなくてはいけない。

3. プランの社会像『人に差別なく思いやりを大切にすまち』

みらいは、これを2004年から今年度も目標に掲げている。豊川市の一層の発展を考えるためだけの、男女共同参画社会づくりではない。男女平等であらゆる分野に参画できる社会にするため。

上越市の条例＝クウォーター制を明記

4. リプロダクティブ・ヘルス・ライツ

昨今のできちゃった婚の背景には、ジェンダーが見え隠れする。

家制度下にあった家庭の作り方の影響が、現代の女性の出産に対する考え方に反映されている。

DVも男女平等であることが根付いていないからではないか。

5. 理念条例

実効性のない条例にしなければいけない。

そうでないと、『活力あるまちにしたい』と条例に書くことは矛盾。

6. 男女混合名簿

男女平等であることを大人になっても忘れないために。

7. メディア・リテラシー

子どもだけでなく、大人も身につけなければならない。

昨今のマスコミ・インターネット・携帯サイトなど女性を商品化しもてあそんでいる。